

院政期の王権と相撲儀礼

大日方 克 己

要旨 相撲節についてはこれまでも筆者の旧著も含め多くの研究があるが、いずれも撰関期までを主対象とするものが多く、院政期の儀礼としてその特質を検討することがほとんどなかった。本稿は、院と天皇を核とした王権構造と儀礼の展開をどのように位置づけるかという課題に答えようとするものであり、政治史的分析をとりこみながら、院政期の相撲節の特質と展開を明らかにする。堀河天皇期の寛治2年(1088)、嘉保2年(1095)、高倉天皇期の承安4年(1174)の相撲節は、通常の召合・抜出の後、天皇が院御所に朝覲行幸し、院とともに相撲の勝負を観覧する儀が開催された。これは院の権力と権威を象徴するものであり、院政期の王権構造を表現する儀礼でもあった。しかしこのことは、天皇の統治と秩序に立脚して構成された国家儀礼としての相撲節本来のあり方を大きく変えうるものでもあった。それに対し本来のあり方を維持しようとして、院と天皇の間で揺れ動く相撲節が院政期の特徴でもあったが、そのためかえって相撲節の開催が困難になっていったと考えられる。中断後に復興した保元3年(1158)相撲節は藤原信西主導で後白河王権を象徴し、また承安4年相撲節は後白河・高倉王権と平家一門の権威を誇示する政治的意味合いをもって演出された。鎌倉期に入っても相撲節は新制における過差禁制対象として理念上生き続けていくが、新制文言から消える鎌倉中期をもって最終的に廃絶した。

はじめに

相撲節は7月の国家儀礼として律令国家初期から院政期まで断続的に開催され、承安4年(1174)を最後に廃絶したとされる。それは諸国から召集された相撲人による相撲の勝負を天皇が観覧する行事として構成された。その構造と特質、および成立と展開については旧著で検討した¹⁾が、院政期の相撲節とその廃絶については十分に論じることはできなかった。また旧著発表後も多くの論考により多角的に分析され研究が進展した²⁾が、同様に多くは相撲節の成立から撰関期までに集中している。院政期そのものを検討したものは少ないが、新田一郎氏の院と相撲、寺社の相撲から相撲節の廃絶と廃絶後の展開を分析した研究³⁾などがあり、注目すべき多くの点を明らかにしている。しかし院の相撲観覧が設定されたという以上には、院と天皇を核とする当該期の王権構造における位置づけは論じられていないように思われる。

第1表は平城以後の各天皇期ごとの相撲節の開催状況を整理したものだが、院政期には開催頻度が減少し廃絶に向かっていく傾向はみてとれる。しかし平安期を通じて常に開催頻度が高いというわけでもないこともまたみてとれる。9世紀末以降相撲節は召合を中心とした儀礼に再編成されたが、召合は「臨時小儀」と認識され、必ずしも毎年定例日に開催されるものとはみなされていなかった⁴⁾。単純に相撲

第1表 相撲節の開催状況(天皇期別)

	A	B	B/A	C
平城	3	2	67%	
嵯峨	14	7	50%	1
淳和	10	6	60%	1
仁明	17	6	35%	1
文徳	9	1	11%	1
清和	18	9	50%	1
陽成	7	4	57%	
光孝	4	4	100%	
宇多	9	7	78%	1
醍醐	34	22	65%	7
朱雀	15	12	80%	2
村上	21	14	67%	4
冷泉	3	1	33%	
円融	15	11	73%	2
花山	1	0	0%	1
一条	25	16	64%	4
三条	5	1	20%	3
後一条	20	12	60%	7
後朱雀	9	4	44%	3
後冷泉	23	9	39%	2
後三条	5	4	80%	
白河	14	8	57%	3
堀河	20	7	35%	5
鳥羽	16	2	13%	4
崇徳	19	0	0%	19
近衛	13	0	0%	13
後白河	4	1	25%	3
二条	6	0	0%	6
六条	3	0	0%	3
高倉	12	1	8%	11
安徳	4	0	0%	4

〔凡例〕

- A 各天皇期中、相撲節が開催されうる期日の回数。
 B 各天皇期中、相撲節の開催が確認される回数。
 C 各天皇期中、相撲節の中止が確認される、または中止が明らか回数

〔注〕

開催、中止が不明な年もあるので、必ずしもA=B+Cにはならない。

ることになる。7日～8日にかけて近衛府において執行体制がつくられ、相撲人を召集する牒が諸国に一斉に発給されたものとみてよい。このときの安房守は経房の子定経である(『公卿補任』建久8年(1197)条藤原定経尻付)。府牒は在京の知行国主のもとにもたらされ、そこから国衛在庁へ相撲人の貢進が命じられたとみられる⁸⁾。

これは『江家次第』等に記される相撲人召集の方法とは大きく異なっている。『江家次第』では、2～3月ころ、陣座における相撲使定において近衛・随身のなかから任命された相撲使が諸国に派遣され、召集した相撲人を引率して7月の期日までに入京するものだった。保元3年(1158)相撲節では相撲使の派遣が確認できない。一方で院領丹波国波々伯部村へ宛がわれた相撲人1人の免除が申請され、国守から留守所へ停止が下された例が知られる⁹⁾。国宛により国守から相撲人が貢進される体制だったことがうかがえる。承安4年(1174)の場合この保元3年の例を踏襲したとみてよい。相撲節は保安3年(1122)を最後に事実上中断したために、『江家次第』にみえるような相撲人召集体制は崩壊してい

節の開催が困難になって廃絶に向かっていくということではなく、なぜ開催されるのか、されないのかを検討する視点も必要であろう。

保元3年(1158)に復興した相撲節については、藤原信西主導の保元新制と関わって開催の意味が政治的に位置づけられている⁵⁾。また筆者自身も、承安4年(1174)相撲節の後白河院と平家一門にとっての政治史の意味について不十分ながらも論じたことがある⁶⁾。これらをふまえながら、相撲節の開催や中止の状況を政治的に位置づけること、儀式の変化を分析することにより、院政期の王権と相撲節との関係、およびその特質、さらにはなぜ相撲節が廃絶したのかを明らかにしていくことができるはずである。

まずは後白河院政下の承安4年相撲節の分析⁷⁾からはじめ、白河・堀河天皇期へとさかのぼり特質を検討し、最後に相撲節の廃絶とはどういうことなのか論じていきたい。

I 承安4年の相撲と後白河王権

1. 承安4年相撲節の経過

『吉記』承安4年(1174)3月11日条によると、3月7日付安房国衛宛の左近衛府牒が知行国主である記主権右中弁藤原経房のもとに届けられた。旧貢相撲人とその子および新たに膂力の白丁10人を点定するように安房国衛に命じたものである。左近衛府牒に署判する権左中将藤原定能は3月8日の府定において年預とされ(『玉葉』3月26日条)、相撲節の実務を統括す

たのである。

7月5日の召仰は中納言源雅頼が上卿をつとめ、承保2年(1075)の例によって7月27日に召合を開催することが仰せ下された(『玉葉』7月5日・6日条)。7月22日に高倉天皇はそれまでの居所閑院から内裏に遷御した(『顕広王記』同日条)。相撲節は内裏で行われることになる。25日の内取(『玉葉』同日条)に先立つ23日に、後白河院が法住寺殿で左右相撲人を観覧した(『玉葉』同日条)。27日の召合は高倉天皇が紫宸殿に出御し、南庭で17番の相撲が行われた。関白藤原基房のほか参議以上24人が参列した(『玉葉』『愚昧記』同日条)¹⁰⁾。翌28日の拔出も高倉天皇が紫宸殿に出御し、3番の相撲、白丁の相撲とほぼ例どおり行われた(『玉葉』『愚昧記』同日条)¹¹⁾。

以上が本来の相撲節の行事である。ところが今回は引き続いて8月2日に後白河院の法住寺殿における相撲が開催された。

2. 法住寺殿の相撲

前日8月1日に試楽が行われ、夕方高倉天皇は、法住寺殿に行幸し宿泊した(『玉葉』『愚昧記』同日条)。当日は¹²⁾ まず正午ころ後白河院が寝殿の御座に着座し、続いて高倉天皇が西対東面妻戸より透渡殿を経て寝殿西面妻戸に入り、廂の座に着座した。後白河院に拝礼した後、高倉天皇は西対御息所に退出し、後白河院も退出した。これは朝覲行幸の儀そのものである。

その後、再度両者が寝殿に出御し相撲観覧の儀に移った。南廂中央に高倉天皇、その東側に後白河院が並び、西にやや離れて関白藤原基房が座した。寝殿西側の簀子から西透渡殿にかけてが公卿の座だったが、参列者が21人にもなったため参議や三位らは西対南廂に座した。南階の下西側に内裏侍臣、東側に院侍臣が座した。建春門院も見物している¹³⁾。西釣殿廊に左相撲人、西中門南脇に右相撲人の座が設けられ、南池に浮かべた舟に楽人が乗り万秋楽を奏した。相撲は7番が予定されたが、最手同士・脇同士は慣例で勝負をしなかった。

最後に院御給により院司藤原脩範が従三位、建春門院御給により従四位上藤原(近衛)基通が従三位に叙せられた。基通の叙位は、藤原頼通が寛弘3年(1006)に上東門院競馬行幸賞で正四位下をとび越して従三位に叙せられたときのようにだと『玉葉』同日条は記している。基通は前摂政基実の遺児で実母は藤原忠隆の娘であるが、清盛の娘で基実の妻盛子の猶子となり、清盛の娘寛子を妻としていた。8月21日に行われた基通の三位拝賀御慶では、近衛家側から事前に福原にいた清盛の指示が仰がれ、当日は平宗盛・時忠・頼盛・教盛ら平家一門が近衛殿に参入している(『吉記』同日条)。清盛の意向を反映した異例の叙位だったといえる。

朝覲行幸を受けた後白河院が高倉天皇と並び、公卿と院近臣・院司がともに参列して相撲を観覧したこの日の行事こそ、ときの王権構造を象徴的に表すものであり、メインイベントと位置づけられるものであろう。そして基通が頼通以来ともいえる破格の叙位を受けたことは、平家一門のミウチともいえる基通を撰関家を継承すべき嫡流として印象づけるものでもあったといえる。

その点で注目されるのが召仰の直後7月8日、源雅通が病気を理由に右大将を退き、かわって権大納言平重盛が任じられたことである。兼実はこのとき重盛と藤原兼雅が候補だったが「禪門之心有_二于重盛_一、仍所_レ任云々」と、清盛の意向で任じられたとしている。さらに「右大将之許云_二悦由_一了」としながら、「將軍者顕要也、古来撰_二其人_一所_レ補来_二也、今重盛卿、於_二当時_一尤可_レ謂_二当仁_一、嗟乎悲哉々々」と皮肉っている(『玉葉』7月9日条)。いずれにせよ右大将となった重盛らによって相撲節が

執行されていくことになるのである。

さかのぼって相撲節の準備がはじまった3月16日に、後白河院は建春門院とともに、権中納言源重賢・平宗盛、左中将平知盛、左馬頭平重衡らを従えて、福原の清盛別荘へ赴き、そこで清盛と合流して厳島神社へ向かっている。権右中弁藤原経房が「已無_レ先規_一、希代事歟」（『吉記』同日条）と記すこの厳島御幸は、兼実が「入道相国一家殊以信仰、仍所_レ參給_一也」（『玉葉』同日条）としたように、後白河院を背景にした平家一門の権威を誇示するためのデモンストレーションでもあった。こうした政治的デモンストレーションのなかにまた相撲節を位置づけることができる。

さて、8月2日の法住寺殿相撲について兼実は、

蓋是寛治、嘉保吉例也、今度多被_レ遵_一行嘉保例_一、左大臣造_二進次第_一云々、下官依_レ所勞_一不_レ出仕_一、院臨時五番、古来三ヶ度也、緯已希代、出仕之思雖_レ切、病又連々交発之体太重、徒乍_レ逢_一此時_一、空不_レ臨_一其儀_一、鬱憤不_レ少、遺恨尤多者也、（『玉葉』同日条）

と、寛治、嘉保以来3度目となるこの希代の行事に、病気のため参列できないことを悔しがっている。「寛治、嘉保吉例」とは寛治2年（1088）と嘉保2年（1095）の例のことを指す。

寛治2年は堀河天皇即位後最初の相撲節で、召合と抜出の後の8月7日に堀河天皇が白河院御所大炊殿へ行幸し、白河院と相並び7番相撲を観覧した（『後二条師通記』『帥紀』『中右記』同日条¹⁴）。嘉保2年も召合、抜出の後の8月8日に堀河天皇が白河院御所閑院へ行幸し、白河院と相並び7番相撲を観覧した（『中右記』『為房卿記』同日条）。天皇が院御所へ朝覲行幸し、院とともに相撲の勝負を観覧した例は、藤原兼実が指摘するように承安4年以前にはこの2例しかみえない。これこそ白河讓位後の王権構造を象徴する儀礼として位置づけることができ、とくに堀河天皇代始相撲としてはじめて行われた寛治2年の例は鮮烈な印象を残したといえよう。

承安4年の相撲節もまたそうした白河院を意識して演出された後白河・高倉王権の政治的儀礼としての意味もみることができる。

3. 保元3年と承安4年相撲節の関係

法住寺殿相撲は白河院にならったものだった。相撲節本体の召合も白河天皇代始相撲の承保2年（1075）の例によるものとされたが、一方で直近の保元3年（1158）の例も強く意識していた。

『玉葉』承安4年7月5日条に「此日、相撲召仰也、上卿源中納言、左中将定能朝臣（年預）、右少将隆房朝臣等奉_レ之云々、先例多中旬有_一此事_一、保元上旬被_レ行云々」とあるように、召仰の日程が保元の例に拠った。内取直前の7月24日には左大史小槻隆職が藤原兼実のもとに「保元相撲図」を持参してきている（『玉葉』同日条）。この「保元相撲図」は、『年中行事絵巻』などとともに後白河院周辺で作成された一連の絵巻物群の一つとされる¹⁵。現存していないが保元3年相撲節を描いたものであることは間違いない。兼実は、「保元相撲図」も参照したのであろう。召合における隨身番長・出居の張筵などについて保元の例を指摘し、南殿の装束を見、「主上御所如_一指図_一」と記している（『玉葉』7月27日条）。

保元3年の相撲節は、『百鍊抄』同年6月29日条に「相撲節。保安以来不_レ被_レ行。経_二卅余年_一所_レ興行_一也」、『樗囊抄』に「保安三以後久絶。七八月依_レ忌月_一。今月始例也」とあるように、保安3年（1122）以来の復興であり、7月・8月が堀河・白河・鳥羽・近衛らの忌月にあたるため6月に行われた。『兵範記』によれば、22日に内取、27日に召合、28日に抜出が行われた¹⁶。

召合の前日26日には新制が宣下されている。『栲囊抄』は保元3年の相撲節について「新制。〈廿六日宣下。ニヶ日不_レ可_レ改_二装束_一〉」と記し、また新制の一例としても「保元三六廿六宣。〈雨日不_レ可_レ改_二装束_一〉」と記している。後者の「雨日」は「両日」の誤記であろう。新制は相撲節の召合・拔出における服装規制を主内容とするもので、後述する永久4年（1116）新制とはほぼ同内容だと考えられる。

こうした保元3年の相撲節と服装規制の新制は、政治的には保元の乱後の藤原信西主導の保元新制の一環として捉えられている¹⁷⁾。内裏の造営と朝儀の復活に保元の乱で動揺した王権の再建をめざしたのである。復興された内裏を舞台に復活した年中行事が内宴であり相撲節だった。それを契機に作成されたのが『年中行事絵巻』とされる¹⁸⁾。

保元2年（1157）10月8日に後白河天皇は高松殿から新造なった内裏に遷御し（『兵範記』同日条）、内裏を舞台に新嘗五節および翌年の一連の正月儀礼などが展開された。なかでも『百鍊抄』保元3年正月22日条に「被_レ行_二内宴_一長元七年以後。歴_二百廿三年_一。今被_レ興行_一」¹⁹⁾とあるように内宴が124年ぶりに復活した²⁰⁾。4月1日には高松殿に還御したが、6月11日に神今食、6月21日には相撲節のため²¹⁾それぞれ内裏に行幸している。7月23日には高松殿にもどり、8月10日に再度内裏に行幸して翌11日に二条天皇に譲位している²²⁾。復興した内裏は王権儀礼の舞台装置として文字通り機能したことがわかる。

保元3年と同様に、承安4年もまた舞台装置としての内裏の修造が伴っていた。高倉天皇は仁安3年（1168）2月19日に藤原基房第の閑院で踐祚し、3月11日に即位式のため内裏に遷御（以上『玉葉』『兵範記』『百鍊抄』）して以降、内裏と閑院を交互に使用しているが、承安2年（1172）11月27日に閑院に遷御してから承安4年7月まで内裏を使用していない²³⁾。

その間『吉記』承安4年2月24日条によると、右中弁藤原経房が後白河院に奏上した雑事6件のうちの3件めと6件めに、

一、内裏修造事、

仰、可_レ尋_二出保元文書_一、就_二彼例_一可_レ有_二支配_一、

一、大糧米国々事、

仰、相撲節間、争無_二進済_一哉、慥可_レ令_二催済_一、且如_二申請_一、可_レ下_二宣旨_一歟、

とある。後白河院は、内裏修造について「保元文書」を尋ね出してその例により支配すること、大糧米についても相撲節の間とはいえ弁済すべきことを命じている。相撲使定が行われる3月上旬以前にすでに相撲節の開催が決定されていたこともわかる。

承安4年5月26日付「左少弁兼光請文案」は伊賀国薦生村・湯船玉瀧村・名張郡公田・築瀬村・黒田袖の東大寺領伊賀庄々の修造内裏役免除を申請したものであり、「東大寺領造内裏役免除事〈伊賀庄出作免除証文〉承安四年」の端裏書がつけられている²⁴⁾。保元度の内裏造営に準拠して、諸国に修造内裏役を賦課して内裏を修造したのである。

修造なった内裏に高倉天皇が遷御したのが承安4年7月22日であり（『顕広王記』同日条）、8月11日には閑院に戻った（『吉記』同日条）。11月9日に再び内裏に遷御し（『玉葉』『顕広王記』同日条²⁵⁾、30日に閑院に戻っている（『顕広王記』同日条）。その後は治承4年2月21日に譲位するまで一度も内裏に入ることはなかった²⁶⁾。修造された内裏は、相撲節と新嘗五節という二つの儀礼のための舞台として機能したといえ、その点でも保元度にならったものだった。

以上、最後となった承安4年の相撲節について、後白河王権と平家一門の関係から政治的デモンストレーションとしての意味、保元3年相撲節との関係を中心に検討した。

II 白河・鳥羽院政と相撲節

1. 白河天皇期の相撲節

承安4年(1174)の相撲節の召合は、召仰において承保2年(1075)の例に拠るとされた。院・天皇の相撲観覧は寛治2年(1088)・嘉保2年(1095)に倣ったものだった。いずれも白河天皇期、白河院政期に先例を求めたものであり、白河院を意識したものであった。本章では、相撲節の展開における白河院の位置づけを中心に検討する。

白河院・堀河天皇の相撲観覧が開催された嘉保2年の場合、召合自体は堀河天皇代始の寛治2年の例により行われ、その寛治2年は承保2年の例により行われた。結局、白河天皇代始の例にさかのぼることになる。第2表に10~12世紀の相撲節の召仰で先例とされた事例が明らかなものを示した。承安4年に限らず、堀河天皇期以降は白河天皇期に先例を求めるものが多く、寛治2年から承保2年へとさかのぼっていく例も目につく。

承安4年相撲節の抜出を記録する『玉葉』7月28日条は、

今日、可_レ有_レ公卿禄事_一歟、代始也、母后入御也云々、頭弁云、必不_レ依_レ代始_一、必不_レ依_レ国母入御_一、只臨時入_レ興時例歟、承保、天永、保元皆無_レ此事_一、為之如何云々、

と、公卿への賜禄の有無について、代始や母后入御に必ずしもよるものではないし、承保・天永・保元の例にもみえないという頭弁藤原長方の見解を記している²⁷⁾。「承保」は白河天皇の承保2年、「天永」は鳥羽天皇の天永2年(1111)、「保元」は後白河天皇の保元3年(1158)の相撲節を指す。いずれも代始相撲節である。承安4年も高倉天皇の代始相撲とされ、代始の先例として白河天皇までさかのぼって参照しているのである。

白河天皇は後三条天皇の譲位をうけ延久4年(1072)12月8日に踐祚²⁸⁾、29日に即位、承保元年(1074)11月21日に大嘗祭を行った²⁹⁾。承保2年には3月14日に石清水社、4月23日に賀茂社へそれぞれ即位後初めて行幸し³⁰⁾、

第2表 召仰で先例とされた相撲節

	召仰の年・月・日	先例とされた相撲節と天皇	出典	備考
醍醐	延長5(927)7・16	去年	醍醐 真信公記抄	
一条	長保2(1000)7・17	長徳3(997)	一条 権記	
一条	長保5(1003)7・19	長保2(1000)	一条 権記	
一条	寛弘7(1010)7・13	寛弘2(1005)	一条 権記	
後一条	長和5(1016)7・17	永延2(988)	一条 御堂関白記	召合中止
後一条	寛仁3(1019)7・16	永延元(987)	一条 小右記	
後一条	治安3(1023)7・17	去年	後一条 小右記	
後一条	万寿3(1026)7・21	正暦5(994)	一条 小右記	
後一条	万寿4(1027)7・19	寛仁2(1018)	後一条 小右記	
後一条	長元4(1031)7・11	治安3(1023)	後一条 左経記	
堀河	寛治2(1088)7・15	承保2(1075)	白河 中右記	
堀河	寛治5(1091)7・13	承暦3(1079)	白河 中右記	
堀河	寛治6(1092)7・17	承暦3(1079)	白河 中右記	
堀河	嘉保2(1095)7・15	寛治2(1088)	堀河 中右記	
堀河	永長元(1096)7・18	承暦2(1078)	白河 中右記	
堀河	康和4(1102)7・15	寛治2(1088)	堀河 中右記	
堀河	長治元(1104)7・15	承保2(1075)	白河 中右記	
鳥羽	天永2(1111)8・2	寛治2(1088)	堀河 中右記	
後白河	保元3(1158)6・17	永保2(1082)	白河 兵範記	承保2年?
高倉	承安4(1174)7・5	承保2(1075)	白河 玉葉	

その後最初の相撲節が開催された。

第3表に平城天皇以降の各天皇の即位後最初の相撲節開催と、即位儀礼などとの関係を整理した。一条天皇以降、大嘗祭翌年の石清水・賀茂代始行幸が慣例化し³¹⁾、即位後最初の相撲節も大嘗祭翌年に開催されるようになっていた。ただし三条、後一条の場合は、大嘗祭以前に相撲節の開催準備がすすめられたが、

第3表 即位儀礼と最初の石清水・賀茂行幸、最初の相撲節の開催状況

平城	践祚 大同元(806)3・17	即位 大同元(806)5・18	相撲節 大同2(807)7・7	大嘗祭 大同3(808)11・14		
嵯峨	践祚 大同4(809)4・1	即位 大同4(809)4・13	相撲節 弘仁元(810)7・7	大嘗祭 弘仁元(810)11・19		
淳和	践祚 弘仁14(823)4・16	即位 弘仁14(823)4・27	大嘗祭 弘仁14(823)11・17	相撲節 天長3(826)7・16		
仁明	践祚 天長10(833)2・28	即位 天長10(833)3・6	相撲節 天長10(833)7・16	大嘗祭 天長10(833)11・15		
文徳	践祚 嘉祥3(850)3・21	即位 嘉祥3(850)4・17	大嘗祭 仁寿元(851)11・23	相撲節 天安2(858)7・21?		
清和	践祚 天安2(858)8・27	即位 天安2(858)11・7	大嘗祭 貞観元(859)11・16	相撲節 貞観3(861)7・26		
陽成	践祚 貞観18(876)11・29	即位 元慶元(877)正・3	相撲節 元慶元(877)7・27	大嘗祭 元慶元(877)11・18		
光孝	践祚 元慶8(884)2・4	即位 元慶8(884)2・23	相撲節 元慶8(884)7・29	大嘗祭 元慶8(884)11・22		
宇多	践祚 仁和3(887)8・26	即位 仁和3(887)11・17	大嘗祭 仁和4(888)11・22	相撲節 寛平元(889)7・28		
醍醐	践祚 寛平9(897)7・3	即位 寛平9(897)7・13	大嘗祭 寛平9(897)11・20	相撲節 昌泰2(899)7・27		
朱雀	践祚 延長8(930)9・22	即位 延長8(930)11・21	相撲節 承平2(932)7・28	大嘗祭 承平2(932)11・13		
村上	践祚 天慶9(946)4・20	即位 天慶9(946)4・28	相撲節 天慶9(946)7・28	大嘗祭 天慶9(946)11・16		
冷泉	践祚 康保4(967)5・25	即位 康保4(967)11・11	相撲節 安和元(968)7・30	大嘗祭 安和元(968)11・24		
円融	践祚 安和2(969)8・13	即位 安和2(969)9・23	相撲節 天禄元(970)7・28?	大嘗祭 天禄元(970)11・17		
花山	践祚 永観2(984)8・27	即位 永観2(984)10・10	大嘗祭 寛和元(985)11・21			
一条	践祚 寛和2(986)6・23	即位 寛和2(986)7・22	大嘗祭 寛和2(986)11・15	相撲節 永延元(987)7・27	石清水行幸 永延元(987)11・8	賀茂行幸 永延元(987)12・15
三条	践祚 寛弘8(1011)6・13	即位 寛弘8(1011)10・16	大嘗祭 長和元(1012)11・22	相撲節 長和2(1013)7・29	石清水行幸 長和2(1013)11・28	賀茂行幸 長和2(1013)12・15
後一条	践祚 長和5(1016)正・29	即位 長和5(1016)2・7	大嘗祭 長和5(1016)11・15	石清水行幸 寛仁元(1017)2・8	賀茂行幸 寛仁元(1017)11・25	相撲節 寛仁2(1018)7・27
後朱雀	践祚 長元9(1036)4・17	即位 長元9(1036)7・10	大嘗祭 長元9(1036)11・17	石清水行幸 長暦元(1037)3・9	相撲節 長暦元(1037)7・27	賀茂行幸 長暦元(1037)8・11
後冷泉	践祚 寛徳2(1045)正・16	即位 寛徳2(1045)4・8	大嘗祭 永承元(1046)11・15	石清水行幸 永承2(1047)3・8	賀茂行幸 永承2(1047)4・23	相撲節 永承2(1047)7・-
後三条	践祚 治暦4(1068)4・19	即位 治暦4(1068)7・21	大嘗祭 治暦4(1068)11・22	石清水行幸 延久元(1069)3・15	相撲節 延久元(1069)7・29	賀茂行幸 延久元(1069)8・9
白河	践祚 延久4(1072)12・8	即位 延久4(1072)12・29	大嘗祭 承保元(1074)11・21	石清水行幸 承保2(1075)3・14	賀茂行幸 承保2(1075)4・23	相撲節 承保2(1075)7・27
堀河	践祚 応徳3(1086)11・26	即位 応徳3(1086)12・19	大嘗祭 寛治元(1087)11・19	石清水行幸 寛治2(1088)3・9	賀茂行幸 寛治2(1088)4・27	相撲節 寛治2(1088)7・26

前者は一条死去など³²⁾、後者は長和5年が藤原道長上東門院邸焼亡や皇太后彰子祖母穆子重篤³³⁾、寛仁元年が疫病³⁴⁾などの事情が重なって中止され、結果として大嘗祭以降に最初の相撲節開催となった。こうした状況もふまえながら、後朱雀以降、石清水・賀茂代始行幸とともに最初の相撲節も大嘗祭に引き続く一連の代始儀礼として慣例化していったとみられる。それにもかかわらず代始相撲も白河天皇期から参照されていることは、それだけ先例意識に占める白河院の位置づけの大きさを示している。

ただし承保2年(1075)の相撲節そのものについては、『楽所要録』に7月27日に召合、28日に拔出が行われ、それぞれ音楽が奏されたことを簡単に伝えるのみで、実態には不明な点が多い。以後白河天皇が讓位する応徳3年(1086)までの12年間のうち中止されたのは承暦元年(1077)³⁵⁾・応徳2年(1085)・3年³⁶⁾の3回のみで、ほぼ毎年相撲節は開催された。

2. 白河院・堀河天皇と相撲節

堀河天皇は、応徳3年(1086)11月26日に白河天皇の讓位をうけて踐祚(『後二条師通記』『百鍊抄』同日条)、12月19日に即位(『後二条師通記』『扶桑略記』同日条)、翌寛治元年(1087)11月19日に大嘗祭(『中右記』『本朝世紀』同日条)を行った。『中右記』によれば、翌寛治2年正月19日に初めて白河院御所大炊殿へ朝覲行幸し、3月9日に石清水、4月27日に賀茂への代始行幸を行い、7月の代始相撲節を迎えている。7月15日の召仰で白河天皇代始の承保2年の例によることとされ、内取は25日、召合は26日、拔出は27日に行われた。

白河院・堀河天皇の相撲観覧は8月7日に行われた。この日の白河院大炊殿への行幸は、「正月十九日例之」(『後二条師通記』同日条)、つまりこの年の正月に初めて行われた白河院に対する朝覲行幸の例によるとされた。

この朝覲行幸には公卿21人が供奉した。大炊殿ではまず堀河天皇は西対に入って休憩の後、午時に寢殿に白河院とともに出御した。寢殿の階段前の左に院殿上人、右に内殿上人の座が設けられているので、白河院が左、堀河天皇が右に座したとみられる。大臣以下公卿の座は殿上に設けられた。相撲は最手から始まる7番であるが、最手、脇は勝負をせず、その後も障などがあり、勝負が決せられたのは3番で左勝2、右勝1だった。その後奏楽舞、院司勸賞があり、最後は寢殿中央に寄せられた輿に乗り堀河天皇が還御して終わった。この日の勸賞では、摂政藤原師実三男の正三位右中将経実が従二位、右少将藤原宗通が従四位上に叙せられている³⁷⁾。

堀河天皇の朝覲行幸を受け、大半の公卿を参列させて行われたこの相撲は、代始にあたって白河院と堀河天皇の関係を象徴的に示したものとして、極めて大きな意味をもったと考えられる。しかしこの儀礼は連年のものとはならず、嘉保2年(1095)以外には行われなかった。一方で、正月の朝覲行幸は院と天皇の関係を示す儀礼として年中行事化していく³⁸⁾。

堀河天皇期の相撲節の開催状況は第4表に示したとおりである。寛治3年(1089)に堀河天皇は11歳で元服し(『中右記』同年正月5日条)、寛治5年には元服後最初の相撲節が開催されたが³⁹⁾、白河・堀河同席の相撲観覧は設定されなかった。翌寛治6年以降は内取と前後して白河院の相撲人観覧が一連の行事の中に組み込まれている。しかしこれは相撲人を観るものであり相撲は取らない。左右の相撲の勝負は天皇の前で決せられるものであり、白河院といえども単独ではできなかったのである⁴⁰⁾。公に勝負を観るためには天皇と同席する必要があり、そこに相撲節の本質があった。

再度、院御所閑院において院・天皇相撲観覧が行われたのが嘉保2年である。『為房卿記』7月20日

第4表 堀河・鳥羽天皇期の相撲節

		召仰	白河院 相撲人観覧	内取	召合	拔出	院・天皇 相撲観覧	出典	
堀河	寛治2 (1088)	7.15		7.25	7.26	7.27	8.7	後二条師通記、中右記	
	5 (1091)	7.13		7.27	7.29	7.30		後二条師通記、中右記、為房卿記	
	6 (1092)	7.17	7.25	7.27	7.29	7.30		後二条師通記、中右記	
	7 (1093)	7.16	7.23	7.28	7.30	8.1		後二条師通記、中右記	
	嘉保2 (1095)	7.15		7.29	7.30	8.1	8.8	中右記、為房卿記	
	永長元 (1096)	7.18		中止	中止	中止		後二条師通記、中右記	
	承德元 (1097)		媼子内親王死去により中止						(本文参照)
	康和元 (1099)		「世間不静」により中止						後二条師通記
	康和2 (1100)	7.11	7.26	7.25	7.27	7.28		殿暦、為房卿記、中右記目録、長秋記目録	
	4 (1102)	7.15	7.28	7.27	中止	中止		殿暦、中右記	
	長治元 (1104)	7.15	7.26	7.27	7.28	7.29		殿暦、中右記	
2 (1105)		「世間不静」により相撲使派遣停止、相撲節中止						殿暦	
嘉承元 (1106)		疾疫により相撲使停止、相撲節中止						袴囊抄	
2 (1107)		疾疫により相撲使停止、相撲節中止						中右記	
鳥羽	天永2 (1111)	8.2	8.18	8.17	8.20	8.21		殿暦、中右記、長秋記	
	3 (1112)		里内裏高陽院焼亡のため中止						殿暦、中右記
	永久元 (1113)		中止						永久元年記
	4 (1116)	?	8.10	8.16	中止	中止		殿暦	
	保安3 (1122)	?	?	?	?	?		楽所補任、御室相承記、玉藁	

条によれば院の定において閑院行幸と相撲の開催が決定されており、白河院が主導したものだ。以下『為房卿記』によると、朝覲行幸自体は寛治2年(1088)の例に、閑院の寝殿の装束は正月の朝覲行幸の例に拠った。いったん西対に入って休息の後、まず堀河天皇が白河院に対して拝礼し、改めて廂に両者が相並び着座した。御簾を懸け、師実・師通も簾中に座し、郁芳門院媼子内親王も観覧しているようである。左大臣源俊房以下が参入した後、最手から始まる7番相撲が行われた。例により勝負が決せられたのは4番以下でいずれも左勝だった。その後楽舞が奏され、白河院から奉馬、郁芳門院からも送物があった。最後に公卿以下への賜禄、白河院司・郁芳門院司への勸賞⁴¹⁾があり終わった。

第4表に示したように、永長元年(1096)以降は相撲節の中止があいつぎ、結局嘉保2年以降で開催されたのは康和2年(1100)と長治元年(1104)の2回だけだった。永長元年、承德元年(1097)の中止は郁芳門院媼子内親王の不予、死去によるもので⁴²⁾、白河院の影響は大きかったと思われるが⁴³⁾、それだけが相撲節が開催されなくなった原因ではない。

藤原宗忠は『中右記部類』に、通常の召合・拔出以外の臨時相撲の先例を延喜7年(907)8月9日の例からはじまって寛治2年・嘉保2年の白河院・堀河天皇の相撲観覧まで、合計10件を他史料から引用して記載している⁴⁴⁾。宗忠は院・天皇の相撲観覧が初めて開催されたことから、臨時相撲に関心を持ち、その先例を書きだしたとみられる。それらは摂政藤原兼家東三条第の5番相撲が行われた永延元年(987)⁴⁵⁾をのぞいて、すべて天皇の前で勝負が決せられるものであった。臨時相撲といえ天皇の面前以外では相撲の勝負がないという原則が確認される。

白河院が天皇の朝覲行幸を受けて相並び相撲の勝負を観覧する儀礼は、天皇を頂点とする秩序に立脚する国家儀礼として構成された相撲節そのものを大きく変えるものであり、院を中心とした秩序にもとづいて相撲儀礼を再編成しようとする意味をもつものだった。そしてそれは旧来の秩序そのものを変えうる可能性をはらんでいる。嘉保2年以降の状況は、前年3月に藤原師実に代って閑白になり白河院を抑え政治を主導しようとしていた師通⁴⁶⁾や、成人した堀河天皇、少なからぬ公卿らの、そうした意味

をもつ相撲儀礼再編への一つ意思表示だったのではないだろうか。その点で康和2年(1100)と4年(1102)の相撲節をめぐる動きは注目される。

康和元年(1099)6月28日に関白師通が死去すると、まだ若い忠実が内覧宣旨こそ受けたものの関白には任命されず、堀河天皇は親政の意志を示していた。そのような中、堀河天皇は康和2年6月19日に高陽院から新造なった内裏に遷御し⁴⁷⁾、7月17日に忠実の右大臣任命をはじめとした公卿人事を一斉に行い⁴⁸⁾、その直後に相撲節を開催した。まさに天皇を頂点とした儀礼的秩序を改めて確認する意味をもつものだったといえる。そして8月16日には再び高陽院に戻ってしまう(『殿暦』同日条)ことから、内裏の新造は相撲節を中心に新たな堀河王権の権威を示す舞台装置として準備されたといっても過言ではない。

康和4年の相撲節は、7月28日の白河院左右相撲人観覧のあった夕刻に、急遽伊勢神宮離宮院と内宮祢宜官舎の放火炎上に関する陣定が行われ、召合の中止が決定された⁴⁹⁾。公卿たちの意見の大勢は中止で、それをうけて堀河天皇が廃朝による停止を提案し決定されたものである。これに対して、「依_レ為_二小事_一、不_レ可_レ止_二相撲_一之由、内々院御気色之由」とあるように白河院は反対だった(『中右記』同日条)。この時期、堀河天皇は政治的主導権を伸張させようとして、白河院との間に亀裂を生じさせることもあったとされるが⁵⁰⁾、相撲節をめぐる動きもその一つとして位置づけられる。

このように白河院と堀河天皇を核とした王権構造のなかで揺れ動く相撲節をこの時期の特徴として捉えることができる。

3. 白河院政の確立と相撲節

嘉承2年(1107)7月19日に堀河天皇が死去し、鳥羽天皇が踐祚した(『殿暦』『中右記』同日条)。12月1日に即位(『殿暦』『中右記』同日条)、翌天仁元年(1108)11月21日に大嘗祭を行った(『殿暦』『中右記』同日条)。天仁2年には4月26日に石清水社、8月16日に賀茂社へ代始行幸している(『殿暦』同日条)。しかし代始相撲節は天永2年(1111)となり、しかも7月が堀河天皇の忌月にあたるため8月に開催された。

8月に開催することは6月の段階で決定され、内取を8月17日とする白河院の指示もあった⁵¹⁾。8月2日に召仰があり、堀河天皇代始の寛治2年を先例とするとされ(『中右記』同日条)、8月14日の鳥羽天皇と摂政藤原忠実の相撲人観覧の後、第4表に示したように17日に御前内取、18日に六条院における白河院の相撲人観覧⁵²⁾、20日に召合、21日に拔出が行われた。22日は左右相撲人が賀茂社に参詣し、3番勝負を行っている(『長秋記』同日条)。9月9日にも賀茂社で10番相撲が行われている(『長秋記』同日条)。

このように鳥羽天皇の代始相撲節となった天永2年は、堀河天皇代始のときのような院・天皇同席の相撲観覧は行われず、内取後の院相撲人観覧のみだった点では堀河天皇期後半と同様だったが、しかし相撲節の日程だけでなく、因幡国白丁をめぐる左右近衛府の争論が白河院のもとに持ち込まれたり(『長秋記』8月12日条)、拔出に遅参した南殿侍従藤原実明が白河院の指示で召籠められる(『殿暦』8月23日条)など、白河院の関与がこれまでになく大きな相撲節だった。

翌天永3年(1112)は相撲節は里内裏高陽院焼亡により中止されるが、5月15日に白河院における御所定に続いて中止が宣下されており(『殿暦』同日条)、白河院の意志が働いていたとみられる。

そのほか鳥羽天皇期の相撲節開催状況も第4表に示したとおりであるが、天永4年(永久元年、

1113)と永久4年(1116)が注目される。天永4年は、正月1日の鳥羽天皇帝元服(『殿暦』『長秋記』『中右記』同日条)、閏3月19日の新制発布(『殿暦』同日条)に引き続いて相撲節の開催準備に入ったが⁵³⁾。結局4月28日になって中止されることになった⁵⁴⁾。閏3月末から4月にかけて興福寺と延暦寺の大衆が大挙して強訴し、軍事衝突までひき起こす事態になったことと関係するとみてよいだろう⁵⁵⁾。そして7月3日には永久元年と改元された(『殿暦』同日条)。中止されてしまったが、元服、新制にあわせて相撲節の開催が計画されたことは、天皇の儀礼としての政治性を象徴するものだった。

永久4年の場合も内取まで行われたところで、8月17日に里内裏大炊殿が焼亡した(『殿暦』『百鍊抄』同日条)ため中止されたが⁵⁶⁾、ここでも先立つ7月12日に相撲節の過差禁制を含む新制7カ条が発せられている⁵⁷⁾。

結局、鳥羽天皇帝期には天永2年(1111)と保安3年(1122)の2回しか相撲節は開催されなかったことになる。白河院は内取と前後して左右相撲人を観覧するのみだったが、相撲節自体は白河院主導のもとで行われた。

一方で相撲節相撲人が奉仕する慣例になっていた8月15日の石清水放生会⁵⁸⁾に対して、「序頭忠清云、有_レ節時最手以下皆参、無_レ節時成_レ府牒_レ召_レ国相撲人_レ、而故院、無_レ節時不_レ可_レ召_レ相撲_レ之由、被_レ仰下_レ了」(『長秋記』保延元年(1135)8月15日条)とあるように、相撲節が開催されないときに近衛府牒によって「国相撲人」を招集することを、「故院」=白河院が禁止していることが知られる。近衛府による相撲人の召集を相撲節に限定しようとするものであった。白河院の主導により、近衛府を動員する国家儀礼としての相撲節と寺社の相撲の改めて差別化がはかられたのである。

鳥羽天皇帝期には院政が確立して白河院を中心とした政治的秩序が決定的になり⁵⁹⁾、院が主導した介入することで、相撲節における院の優位性も示された。しかし朝覲行幸をうけた院が天皇と相撲を観覧するという院中心の秩序にもとづいた相撲儀礼は開催できず、院と天皇を相撲儀礼のなかでどのように位置づけるか依然あいまいなままであり続けた。

4. 鳥羽院政と相撲節

白河院政末期、崇徳天皇即位以後は相撲節の開催はなかった。白河院に加え、鳥羽院という二院の出現が、儀礼面では状況を複雑にしたといえる。大治4年(1129)7月7日に白河院が死去し(『中右記』『永昌記』同日条)、鳥羽院が院政を継承する。永治元年(1141)に崇徳は近衛に譲位するが、崇徳・近衛天皇期つまり鳥羽院政期にも相撲節は開催されなかった。白河院政が確立して以降の相撲節のあり方に、堀河、白河の忌月となった7月の相撲節が忌避されたことなどの諸条件も加わって開催中断が決定的になったといえる。しかしまったく開催されようとしなかったわけではない。近衛天皇の久安元年(1145)には開催の準備が進められていた。

近衛天皇は、永治元年(1141)12月7日に3歳で踐祚⁶⁰⁾、27日に即位⁶¹⁾、翌康治元年(1142)11月15日に大嘗祭を行った(『本朝世紀』同日条)。そして久安元年(1145)の11月9日に石清水⁶²⁾、12月4日に賀茂に⁶³⁾それぞれ代始行幸を行った。

『本朝世紀』久安元年(1145)3月30日条は「今夜於_レ左近衛陣_レ有_レ相撲定_レ。右兵衛府来月朔日云々。但件事今年延引」と、相撲使定から相撲節の準備がはじまったものの、結局中止されたことを記している。『台記』久安元年7月27日条も「今春、可_レ有_レ相撲_レ之由被_レ宣下_レ、左右府定使或有_レ下向輩_レ、依_レ彗星變_レ停止了」と、彗星の出現により中止されたとしている。彗星は4月上旬から見えはじめた⁶⁴⁾。そ

のため7月22日に天養2年は久安元年に改元され（『本朝世紀』同日条）、28日には新制9ヶ条が発布された（『本朝世紀』同日条）。

新制と改元は彗星出現に対するもので、相撲節との関係を含むものかは不明であるが、少なくとも鳥羽天皇までの先例にならって、代始の一連の儀礼として相撲節と石清水・賀茂行幸が計画されたとみてもよい。

ところでこのときの石清水行幸について、『台記』同年11月9日条は「天皇、幸_二石清水_一、行_二祭祀之礼_一、如_二故事_一。今日、始無_二太后同輿_一。上漸成人之故也」と記し、「成人」のため初めて「太后」（母后藤原得子）の同輿がなかったとしている。このとき近衛天皇はまだ7歳で、元服は5年後の久安6年（1150）正月のことであるが⁶⁵、母後の同輿がなくなるような状況とあわせて相撲節と代始行幸が仕組みられたのであろう。少なくとも鳥羽院政期においても、代始儀礼とかかわる天皇の儀礼としてまずは行われるべきものとして開催意義が意識はされていたとみるべきであろう。

以上のような相撲節の意義が意識されていたからこそ、保元の乱後の後白河親政において、それを象徴するものとして相撲節も復活したのである。

III 相撲節の廃絶をめぐる

1. 過差禁制と相撲節

相撲節が開催されなくなっていった院政期以降も、たびたび発布される新制のなかに相撲節を対象とした過差禁制文言が含まれている。

まず最後の相撲節以降の後白河院政末期、建久2年（1191）新制から検討する。建久2年3月28日発令の新制36ヶ条中11条めに「可_レ糺_二定上下諸人衣服員数并服飾過差_一事」とあり、そのなかに「五節相撲節兩日間、男女房装束改_二着_二二具_一、可_レ停_二止_レ之_一」と、五節・相撲節兩日における装束改着を禁止する規定がみえる⁶⁶。召合と抜出で装束改着を禁止するものである。とはいえ11条の内容自体はほぼ五節に関するもので、相撲節が行われなくなっている状況を反映している。この建久2年新制は、建久元年（1190）10月22日以前には発布が決定され、11月1日には文治3年（1187）に行われた意見封事の「目六」も参照しながら内容について評定が行われている⁶⁷。

その文治3年新制は条文自体は不明であるが、後白河院が「過差之新制」と称しているように（『玉葉』同年10月29日条）、過差禁制を中心としたものだった。摂政藤原兼実の主導で発布されたとみられているが⁶⁸、『玉葉』文治3年11月3日条には兼実が新制発布のことなどについて左大臣藤原経宗に諮問した内容を記している。

問云、意見之中、過差事、且可_レ被_二忿仰下_一、但先行幸以前、衛府所従可_レ被_レ減事、并兩社行幸供奉之輩、所従不_レ可_レ着_二装束_一事、尤可_レ被_二忿仰下_一也、而於_二相撲五節_一者載_二旧符_一、是依_レ為_二例事_一歟、於_二兩社行幸_一者、未_レ見_二先符_一如何、

と、賀茂・石清水行幸以前に近衛府所従の人数を減員すること、供奉人所従の装束改着を禁止することについて述べている。この過差禁制は11月7日・14日の後鳥羽天皇の石清水・賀茂代始行幸⁶⁹を対象としたものであるが、相撲と五節を対象とした過差禁制が「例事」であり「旧符」にみえるとしている点が注目される。文治3年新制に含まれていたか不明ではあるが、新制において相撲と五節の過差禁制は慣例とされていたのである。

高倉天皇即位後の最初ともみなすことのできる承安4年の相撲節にかかわっては知られないが、後白

第5表 相撲節を対象とした過差禁制

天皇	年・月・日	内 容	出 典	召合／抜出の開催日	音楽
一 条	永延2 (988) 7・28	奢奢僭	日本紀略	7・28 / 7・29	
	長保5 (1003) 7・2	相撲兩日間、不可改装束	小記目録	7・27 / 7・28	
三 条	長和2 (1013) 7・19	相撲不可着両色	小右記	7・29 / 8・1	○
後一条	長和5 (1016) 6・25	相撲召合・拔出等日、不可改装束	小右記	停止	
	寛仁3 (1019) 7・20	相撲装束二襲、其制尤重	小右記	7・27 / 7・28	○
	治安3 (1023) 7・26	上達部不可着二襲	小右記	7・27 / 7・28	○
	万寿元 (1024) 7・29	相撲兩日、不可改装束	小右記	7・29 / 7・30	×
	長元2 (1029) 7・12	相撲不可着用二襲装束	小右記	7・27 / 7・28	×
	長元4 (1031) 7・25	相撲兩日上下装束二襲禁過〔差〕	小右記	7・29 / 7・30	×
後朱雀	長久2 (1041) 7・18	節日公卿侍臣美服停止	檮囊抄	7・28 /	
鳥 羽	永久4 (1116) 7・12	五節相撲兩日間、不可改着装束二具	朝野群載	停止	
後白河	保元3 (1158) 6・26	兩日不可改装束	檮囊抄	6・27 / 6・28	○
後鳥羽	建久2 (1191) 3・28	五節相撲節兩日間、男女房装束改着二具、可停止之	鎌倉遺文 526	—	—
後堀河	寛喜3 (1231) 11・3	五節相撲節兩日間、男女改着二具停止之	鎌倉遺文 4240	—	—

河即位後の代始相撲として復活開催された保元3年(1158)相撲節では先だって6月26日に新制が發布され、「兩日不可改着装束」が宣下された(『檮囊抄』)。『玉葉』文治3年11月3日条にいう「旧符」がそれに当たるかどうかは別として、建久2年新制の相撲節に対する過差禁制は、まずは同じ後白河王権下の保元3年新制を意識したものといえる。

しかし相撲節を対象とする過差禁制自体は永延2年(988)までさかのぼる。『日本紀略』同年7月28日条に「相撲召合。今日仰有司。禁奢僭」とみえ、一条天皇代始相撲の召合にあわせて奢侈禁制が出されていた。ついで長保5年(1003)にも『小記目録』7月2日条に「相撲兩日間、不可改装束事」とみえる。召合・拔出二日間の装束改着禁制を意味し、建久2年新制の「装束改着二具」に対応するものと考えられる。

以下、第5表に示したように過差禁制は一条～後朱雀天皇期に集中してみえる⁷⁰⁾。いずれも個々の相撲節を対象としたもので、召合当日かそれに先だって發布されている。文言は「改着」または「二襲」の禁制あるいは美服禁制となっている場合が多いが、いずれも長保5年と同様に、召合・拔出の2日間における装束、とくに下襲の改着を禁止するもので、同内容の規制と考えられる。

後朱雀天皇期以降は史料があまり残存していないこともあり、長久2年(1041)、永久4年(1116)、保元3年知られるのみであるが、いずれも新制とされている。長久2年は『檮囊抄』が保元3年とともに「新制」の一つとし、召合に先立つ7月18日に「節日公卿侍臣美服停止」が宣下されたとしている。永久4年の相撲節は大炊殿焼亡のため中止されたが、中止直前の7月12日に新制7ヶ条が發布されている⁷¹⁾。冒頭に「五節相撲兩日間。不可改着装束二具事」という規制が置かれ、目前に迫った相撲節における禁制をまずは重視したものになっていた。禁制そのものは二日間の装束改着を禁じるものであり、一条天皇期以来しばしば出されてきた内容であるが、これまで個別に發布されてきた相撲節と五節について、両者をあわせた禁制文言としては初見である。

このように長久2年、永久4年、保元3年と相撲節を対象とした過差禁制は新制の一部として發布されたことになる。建久2年新制の「五節相撲節兩日間、男女房装束改着二具、可停止之」という文言は、永久4年新制の文言をほぼ踏襲したものになっている。『玉葉』で九条兼実が五節・相撲は「旧符」にみえるとしたのは、こうした新制官符を念頭においたものであろう。

一方白河天皇期以降、相撲節における個別の過差禁制は出されていないとされるが、たとえば『後二

条師通記』寛治7年(1093)7月23日条には「相撲参院、無_レ樂之時、染下襲不_レ可_レ着由所_レ仰也、殿下御消息如_レ此云々」とみえ、音楽が停止されたときは下襲が規制されるべきだとされていた。実際に寛治7年相撲節では音楽が停止されている⁷²⁾。禁制は出されていなくても、慣例的に内容がある程度は意識されていたと考えられる。服装規制は個別の相撲節を対象としたいわば時限法的な禁制から、ある程度持続的な効力を期待する新制によるものへと変化していえよう。

最後に相撲節の「廃絶」と新制の関係について論じておきたい。

建久2年令以後においても、五節・相撲両節をあわせた装束改替禁制は、寛喜3年(1231)11月3日発布の新制⁷³⁾にもみられる。全42ヶ条中11条めに「五節相撲節兩日間、男女改_二着_一二具_一停_二止_一之_二」と、建久2年令とほぼ同じ文言がみえる。

ところが弘長3年(1263)新制⁷⁴⁾では「可_レ停_二止_一五節過差_二事_一」とあるのみで、相撲節の文言は消える。文永10年(1273)9月27日発布新制でも相撲節についての文言はみえない⁷⁵⁾。弘長3年新制は前代を継承することが少なく、新しく付け加えられた条文が多いとされる⁷⁶⁾。それまでの新制の実効性の乏しさが意識され、より実効性のある新制条文の設定と執行が求められたためだとされる⁷⁷⁾。もはや相撲節が開催されない現実の前に、相撲節の過差禁制文言は無意味なものとしてはざされたのである。

しかし形骸化し前代の条文をひきうつしたにすぎないとはいえ、相撲節の過差禁制文言が、最後の相撲節となった承安4年(1074)以降でも、少なくとも建久2年(1191)、寛喜3年の新制に盛り込まれていた。相撲節はまた行われうるものであり過差禁制が及びうるものとして理念上は存在していたことを示している。したがって相撲節に関する文言が消えた弘長3年(1263)新制は、相撲節が理念上も最終的に廃絶したことを示すものでもあった。

2. 院と寺社の相撲

相撲節は廃絶した。しかし王権周辺の相撲は廃絶していない。後鳥羽院も相撲に関心を持ち、相撲見物や、相撲節とは別の相撲を開催している。

建久9年(1198)6月30日には、後鳥羽院の御願により春日社で17番の相撲が行われている⁷⁸⁾。建暦2年(1212)10月3日には、後鳥羽院御所高陽院の馬場殿で相撲が行われている(『明月記』同日条)。11月24日には後鳥羽院は西坊城で相撲を開催することになっていた(『明月記』11月23日条)。建保元年(1213)9月22日にも後鳥羽院御所高陽院において相撲が行われているが、これは院北面と殿上人による臨時の相撲のようである(『明月記』同日条)。

これらの相撲人をどのように召集したかは必ずしも明確ではない。しかし建暦2年11月24日の相撲は、藤原(二条)親定が奉行することになっていた(『明月記』11月23日条)。親定には近衛府との関係は特に見いだせない。新田一郎氏はこの時期から近衛府による管領から「相撲奉行」による管領へと移行していったらしいとしている⁷⁹⁾。

日も場所も一見すると多様であるが、建久9年は後鳥羽が土御門に譲位して、後鳥羽院政が開始された年であり、その年の11月22日には大嘗祭が行われている(『百鍊抄』同日条)。建暦2年も、その2年前承元4年(1210)11月に踐祚した順徳天皇の大嘗祭が行われている⁸⁰⁾。いずれも新天皇の即位儀礼とほぼ同時期に行われていることを考えると、相撲節にかわる院による相撲儀礼の再編の一つの試みとみるべきであろう。

さかのぼって後白河院も承安4年以前にも相撲を見物している。仁安2年(1167)10月27日に日吉社

頭で相撲を観覧している（『兵範記』『玉葉』同日条）。鳥羽院も久安6年（1150）2月6日には、美福門院とともに法性寺で相撲を観覧し、翌7日にもまた観覧している（『台記』同日条）。

寺社の相撲として早くから行われていたのは8月15日の石清水放生会の相撲であり、相撲節相撲人が引き続き奉仕していた。また前述のように天永2年（1111）にも、相撲節終了後の8月22日、9月9日に賀茂社で相撲人が相撲の勝負を行っている。前章でもとりあげた『長秋記』保延元年（1135）8月15日条は、白河院によって近衛府牒による「国相撲人」召集が禁止されたため、「無_レ節時者、相撲事可_レ被_レ付_二寺家_一歎云々」と、相撲節が開催されない時は寺家が独自に相撲人を集めなければならなくなったことを述べている⁸¹⁾。

相撲節とは別に寺社独自の体制で開催されるようになった相撲を、院が見物するものであった。院にとっては、天皇の儀礼として院自身の観覧が制限され、またほとんど開催されなくなった相撲節に代わる自由に見物できる相撲儀礼とされたのである。開催に院の意志が働いていたことも考えられる。これらを含め、院による相撲儀礼再編の動きとして位置づけるべきだろう。

おわりに

本稿では承安4年（1074）の相撲節からはじまって院政期の相撲節の特質を、その開催や中止の状況を政治史的な分析も加えながら検討した。

堀河天皇期の寛治2年（1088）、嘉保2年（1095）、高倉天皇期の承安4年（1174）の相撲節は、通常の召合・抜出の後、天皇が院に朝覲行幸し、院とともに相撲の勝負を観覧する儀が開催された。これは院の権力と権威を象徴するものであり、院政期の王権構造を表現する儀礼でもあった。しかしこのことは、天皇の統治と秩序を象徴すべき国家儀礼としての相撲節本来のあり方を大きく変えるものでもあった。そのため逆に、白河院に批判的で摂関政治をおし進めようとした関白藤原師通、成人後政治の主導権を発揮しようとした堀河天皇、公卿らにより、相撲節本来のあり方が維持され、嘉保2年以降は院・天皇並び立つ相撲観覧は承安4年まで行われなくなっていく。康和2年（1100）の相撲節は堀河親政を象徴する天皇の儀礼としての意義を示すものだったともいえる。しかし一方で堀河天皇死後、白河院政が確立し、相撲節も白河院主導下で開催されるようになるなか、逆に院と天皇の相撲儀礼上の位置づけの難しさと本来の秩序の維持が改めて認識され、白河院の相撲への関心とは裏腹に、相撲節の開催は疎遠になっていったといえる。院・天皇の関係と従来の秩序の間で揺れ動く相撲節が院政期の特質として捉えられるべきで、院政期の王権構造自体が、相撲節の王権儀礼上の位置づけと開催を難しくしていったのである。

保元3年（1158）の相撲節は、保元の乱後の天皇権威の復興をめざした後白河親政の象徴的儀礼として再興されたのであるが、その後の後白河院政派と二条親政派の対立に代表されるような院と天皇の関係が、それ以前と同様に相撲節開催を困難にさせたとみられる。そうしたなかで承安4年の相撲節は後白河院と平家一門主導により、後白河院・高倉天皇・平家一門の関係を象徴的に示す政治的デモンストレーションとして開催されたのである。しかし「治天の君」としての院を頂点とする体制への変化⁸²⁾、また鎌倉政権の成立による相撲人の基盤である在地支配体制の変化が、天皇を頂点とする秩序に立脚する儀礼としての相撲節の開催をより困難なものにし、2度と開催されることはなくなっていったといえる。

一方で相撲節は新制における過差禁制対象として位置づけられ続けていく。10世紀末以来、個別の相撲節に対してだされてきた過差禁制は、院政期にある程度永続的効力を期待される新制の一部として発布されるようになった。実際には開催されていないがしかし開催される可能性を常に持っている相撲節を対象にした新制文言は、実効性が直接は問題にされず、むしろ天皇の儀礼秩序と徳政⁸³⁾を理念的に表現できる王権にとっては好都合なものだったともいえる。院政期から鎌倉前期にかけての相撲節は新制の理念上における存在意義があったといえる。新制文言から消える弘長3年(1263)をもって相撲節は理念上も終止符を打たれたとすべきだろう。

一方で後鳥羽院により院を中心とした相撲儀礼の再編が試みられたが、国家儀礼としては定着しなかった。また平安後期以降、相撲節を前提として寺社の相撲が成立し展開していく。寺社の相撲とその相撲人召集システムについては新田一郎氏の検討があるが⁸⁴⁾、中世王権と国家の構造に即して、それらは諸国一宮や在地レベルでの相撲儀礼まで含めて、今後体系的に位置づけられていかなければならない課題であろう。あわせて相撲儀礼にとどまらず、他の王権儀礼についても院と天皇の関係のなかで再検討し、院政期の王権構造と国家的儀礼体系の変化を総体として把握していくことも大きな課題であろう⁸⁵⁾。

以上、雑駁な考察に終始したが、院政期の王権造と相撲儀礼の展開、廃絶をめぐる問題に一定の論点を提示しえたのではないかと考える。

註

- 1) 大日方克己『古代国家と年中行事』(東京、吉川弘文館、1993年；東京、講談社、2008年)。
- 2) 大日方克己「学術文庫版あとがき」(註1前掲書、講談社、2008年)参照。
- 3) 新田一郎『相撲の歴史』(東京、山川出版社、1994年)。
- 4) 『小右記』長元4年7月18日条、23日条。
- 5) 小松茂美「『年中行事絵巻』成立への道」(『日本の絵巻8 年中行事絵巻』、東京、中央公論社、1987年)；五味文彦「信西政権の構造」(『平家物語 史と説話』、東京、平凡社、1986年)；山中裕「後白河天皇時代の年中行事」(古代学協会編『後白河院』、東京、吉川弘文館、1993年)など。
- 6) 大日方克己「承安四年、最後の相撲節」(『本』33-3、東京、講談社、2008年)。
- 7) 承安4年の相撲節については、大日方註6前掲論文、野口実「相撲人と武士」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京、東京大学出版会、1988年)など。
- 8) 野口、註7前掲論文。
- 9) 保元3年5月18日付「山城国感神院所司解写」(八坂神社文書、『平安遺文』2929号)。
- 10) なお『公卿補任』によるとこのときの参議以上は29人である。
- 11) 『玉葉』同日条は、藤原兼実は体調不良のため参内せず、権中納言源雅頼の書状による報告を引用して当日の儀を記録している。
- 12) 以下8月2日の儀は『吉記』『愚昧記』『玉葉』同日条による。なお藤原兼実は病気のため参列していない。
- 13) 『吉記』には明確に記されないが、記主藤原経房が女院打出を奉行していることから建春門院の観覧がうかがえる。
- 14) 『中右記』同日条は「午時許、昇_二御寝殿_一、上皇、主上同御、垂_二御簾等_一」と記す。
- 15) 小松、註5前掲論文；山中、註5前掲論文、竹居明男「蓮華王院の宝蔵一納物・年代記・絵巻一」(古代学協会編『後白河院』、東京、吉川弘文館、1993年)；田島公「典籍の伝来と文庫」(『日本の時代史 30 歴史と素材』、東京、吉川弘文館、2004年)など。
- 16) 『楽舞要録』相撲節にもみえる。
- 17) 五味、註5前掲論文。
- 18) 註15前掲諸論文など。
- 19) 『兵範記』保元3年正月22日条にも「被_レ行_二内宴_一、長元以後中絶云々」とみえる。

- 20) 内宴の復興については、山中、註5前掲論文。
- 21) 『兵範記』保元3年6月21日条は「今夕行幸大内、可有相撲節之故也云々」と、相撲節のために内裏に移ったことを明確に記している。
- 22) 後白河天皇の居所の移動については宅間直樹編『皇居行幸年表』（東京、続群書類従完成会、1997年）参照。
- 23) 宅間、註22前掲書参照。
- 24) 承安4年5月26日付「左少弁兼光請文案」（東大寺文書1—1—242、『平安遺文』3658号）。
- 25) 『百鍊抄』は10月9日とするが誤りである（宅間、註22前掲書）。
- 26) 以上、高倉天皇の居所については宅間、註22前掲書参照。
- 27) 『江家次第』巻8「相撲召仰」は、「有王卿出居等給禄例、代初、若母后入内時等、依余興所給也」としている。
- 28) 『中右記』大治4年7月7日条、『扶桑略記』延久4年12月8日条、『踐祚部類抄』。
- 29) 『百鍊抄』『扶桑略記』承保元年11月21日条。延久5年5月7日に後三条が没したため、大嘗祭は1年延期されて承保元年に行われた。
- 30) 『十三代要略』、『玉藻』嘉禎元年12月6日条。
- 31) 岡田莊司「神社行幸の成立」（『平安時代の国家と祭祀』、東京、続群書類従完成会、1994年、初出1991年）。
- 32) 一条は寛弘8年6月22日に死去、また冷泉院も10月24日に死去した（以上『御堂関白記』『権記』）。
- 33) 『御堂関白記』長和5年7月24日条、『扶桑略記』長和5年7月今月条など。
- 34) 寛仁元年は、三条院が5月9日に死去したものの開催準備に入ったが（『御堂関白記』）、7月17日に疫病を理由に相撲節を中止した（『小右記』）。
- 35) 『水左記』承暦元年7月25日条、『栲囊抄』。
- 36) 『為房卿記』応徳2年7月27日条、『後二条師通記』応徳3年7月29日条。
- 37) 以上『中右記』『帥記』寛治2年8月7日条。
- 38) 大村拓生「行幸・御幸の展開」（『中世京都首都論』、東京、吉川弘文館、2006年、初出1994年）、白根靖大「中世前期の治天について」（『中世の王朝社会と院政』、東京、吉川弘文館、2000年、初出1994年）。
- 39) 召合は7月29日、拔出は30日に行われた（『後二条師通記』『為房卿記』『中右記』同日条）。
- 40) 寛治5年閏7月6日に白河院が左大臣源俊房第に相撲人を召して、布引の5番勝負を観覧しているが（『後二条師通記』『為房卿記』『中右記』同日条）、これは余興として相撲人に擦った布を引かせて力を競わせるものであり、相撲の勝負ではない。また承安4年8月7日には後白河院が左相撲の勝負を観ているが、左右の勝負ではなく、「密儀」とされている（『吉記』同日条）。
- 41) 郁芳門院別当藤原家範、院別当藤原長実がそれぞれ正四位下に叙せられた。
- 42) 『後二条師通記』永長元年7月29日条には「参院、頃之参京極殿云々、召合延引、如先例所被行也」とあり、『中右記』永長元年7月29日条には「左大臣以消息被仰下云、相撲召合令停止者、則仰大夫史祐俊了（依女院御悩重也）」とある。媯子内親王は8月7日に死去した（『中右記』など）。また承徳元年7月22日には媯子内親王一周忌の法会が行われている（『中右記』）。
- 43) 『中右記』永長元年8月7日条によると、郁芳門院媯子内親王は「太上皇第一最愛之女」、「天下盛権只在此人」であり、その死にあたって白河院は「此後御神心迷乱、不知東西給云々」だったという。
- 44) 『中右記部類』およびそこに記載されている臨時相撲については、吉田早苗「中右記部類」と相撲」（『東京大学史料編纂所紀要』8、東京、1997年）。
- 45) 『中右記部類』第7「臨時五番」（吉田、註44前掲論文）。そのほか『日本紀略』同年8月9日条に「摂政東三条第有五番相撲。左・右大臣以下参向。有音楽」、『小記目録』同日条に「摂政第有五番相撲事」とみえる。吉田、註44前掲論文は「当時一条天皇は元服前の八歳であり、摂政が代って行ったという意味があるのだろうか」としているが、一条天皇の代始相撲節として7月27日に召合、28日に拔出が開催されていること（『日本紀略』同日条）、以後同様な例がみえないことなどから、一条王権のあり方とかかわって今後検討すべき課題であろう。
- 46) 美川圭『白河法皇』（東京、日本放送出版協会、2003年）；元木泰雄「院政の展開と内乱」（本木泰雄編『日本の時代史7 院政の展開と内乱』、東京、吉川弘文館、2002年）など。
- 47) 『殿暦』康和2年6月19日条。内裏は永保2年（1082）7月29日に焼亡して（『百鍊抄』『扶桑略

- 記』同日条)以来、康和2年まで再建されていなかった。
- 48)『公卿補任』康和2年条、『殿暦』『為房卿記』康和2年7月17日条。右大臣に忠実、内大臣に源雅実、大納言に源師忠・源俊明、権大納言に藤原公実、中納言に藤原経実・源俊実、権中納言に藤原保実、参議に源能俊・藤原忠教など。左大臣源俊房・権大納言藤原家忠をのぞいて大臣・大納言クラスは一新される大かがりな人事になっている。
- 49)『殿暦』『中右記』康和4年7月28日条。すでに7月26日に祭主大中臣親定の書状で報告されていた(『殿暦』)が、御前内取は予定通り行われていた。
- 50)美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」(『院政の研究』、京都、臨川書店、1996年、初出1986年)。
- 51)『殿暦』天永2年6月27日条に「頭弁被_レ来(不_二対面_一、相撲節事也、八月云々)、院仰_二八月十七日_一云々(内取)」と記されている。
- 52)『長秋記』天永2年8月18日条によると、この白河院相撲人観覧には摂政忠実のほか公卿14人も参列している。
- 53)『長秋記』閏3月28日条によると、この日相撲使定があった。
- 54)「永久元年記」永久元年4月28日条(『大日本史料』第3編第14卷所引)。
- 55)このときの興福寺・延暦寺の強訴や政治状況については、美川圭「寺社問題から見る院政の成立」(註50前掲書所収、初出1994年)、註46前掲書など参照。
- 56)『楞囊抄』年中行事相撲、「内取以後召合停止」の例として「永久四八十六(内記(取カ)十七日大炊殿火事間止_二召合_一)」と記している。
- 57)『朝野群載』卷11永久4年7月11日太政官符。
- 58)新田、註3前掲書はその初見を万寿4年とする。
- 59)白河院政の確立を鳥羽即位後に求めることは、美川註50前掲書をはじめとする近年の院政研究の成果に従う。
- 60)『百鍊抄』永治元年12月7日条、『踐祚部類記』など。
- 61)『一代要記』、『帝王編年記』、『十三代要略』。
- 62)『本朝世紀』同日条に「石清水行幸也。代始」と記す。そのほか『台記』久安元年11月9日条、『孝重勘進記』。
- 63)『本朝世紀』同日条に「賀茂行幸也。代始」と記す。そのほか『台記』久安元年12月4日条、『孝重勘進記』。
- 64)『本朝世紀』久安元年4月5日条、25日条。
- 65)『台記』『台記別記』『天皇御元服部類記』『百鍊抄』久安6年正月4日条など。
- 66)建久2年3月28日「後鳥羽天皇宣旨」(三代制符、『鎌倉遺文』526号)。
- 67)佐々木文昭「平安時代末・鎌倉時代初期の公家新制」(『中世公家新制の研究』、東京、吉川弘文館、2008年、初出1979年)。
- 68)下郡剛「後白河院政期の公家新制」(『後白河院政の研究』、東京、吉川弘文館、1997年)。
- 69)『玉葉』によれば、後鳥羽天皇は寿永2年8月20日に踐祚し、元暦元年11月18日に大嘗祭を行い、文治3年11月7日に石清水社、11月14日に賀茂社に代始行幸した。
- 70)相撲節の過差禁制の例については、佐々木文昭「平安中・後期の過差禁制」(註67前掲書、初出1992)；西村さとみ「〈消費〉する平安京」(『平安京の空間と文学』、東京、吉川弘文館、2005年)参照。
- 71)『朝野群載』卷11永久4年7月11日太政官符。
- 72)『楞囊抄』は「止楽」の例の中に寛治7年をあげている。
- 73)寛喜3年11月3日「後堀河天皇宣旨」(近衛家文書、『鎌倉遺文』4240号)。
- 74)弘長3年8月13日「龜山天皇宣旨」(公家新制、『鎌倉遺文』8977号)。
- 75)文永10年9月27日「龜山天皇宣旨」(三代制符、『鎌倉遺文』11420号)。
- 76)水戸部正男「公家新制の研究」(東京、創文社、1961年)、佐々木文昭「鎌倉時代の公家新制」(註67前掲書、初出1980年)。
- 77)佐々木、註76前掲論文。
- 78)「千鳥氏記録」(『大日本史料』第4編第5卷所収)。
- 79)新田、註3前掲書。
- 80)順徳天皇は、承元4年11月25日に踐祚(『玉葉』同日条)、12月28日に即位(『玉葉』同日条)したが、建暦元年11月に予定された大嘗祭は春華門院の死去により延期となり、建暦2年11月13日に行われた(『明月記』同日条)。
- 81)なお鎌倉期、建永2年(1207)6月28日付で、左近衛府から紀伊・和泉・河内・摂津・播磨・伊賀・近江・若狭に対して、石清水放生会と北野宮御会の相撲をつとめさせるため、「旧貢相撲人」

や「新定白丁」の進上することを命じている（『明月記』承元元年7月8日条）。この文言は前述承安4年3月7日付「左近衛府牒」に類似しているが、どれだけ実効性をもったかは疑わしい。

82) 白根、註38前掲論文などは、「治天」を頂点とした大系への胎動を後白河院政期、転換点を後鳥羽院政期に求めている。

83) 新制を徳政との関係でとらえる視点は、稲葉伸道「新制の研究—徳政との関連を中心に—」（『史学雑誌』96—1、東京、1987年）；佐々木、註67前掲書。

84) 新田、註3前掲書。

85) 井原今朝雄『日本中世の国政と家政』（東京、校倉書房、1995年）；大村、註38前掲書；遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』（東京、東京大学出版会、2008年）など院政期を中心とした国家と儀礼体系を、個別にまた総体として把握しようとする研究が近年進展しているが、政治史的分析をふまえつつ、院と天皇の儀礼上の位置づけから国家儀礼の変質を体系的に論じていく点についてはまだ課題は残されていると思われる。

（島根大学法文学部）

<2009年8月11日受付>

The Royal Power during the Period of Cloister Rule and the Ritual of *Sumô* Wrestling

KATSUMI OBINATA

There are many studies on ancient *sumai no sechi* (the ritual of *sumo* wrestling). The majority of them, however, focused on the ritual until the middle Heian era. Meanwhile, its characteristics in the late Heian era, a period politically structured under the cloister rule, remained largely unstudied. This article examines dimensions of the *sumo no sechi* in the late Heian era in terms of the power structure centered on the Grand Emperor (*jôkô*) and Emperor, and the development of the cloister government. At *sumai no sechi* in 1088 and 1095 during the Horikawa era, and that in 1174 during the Takakura era, a new event in which the Grand Emperor and the Emperor watching the *sumo* wrestling side by side was held after the Emperor visited the imperial palace of the Grand Emperor to respect him. This event symbolizes the power and authority of the Grand Emperor. At the same time, it was a ritual depicting a new type of political structure in the late Heian era. *sumai no sechi* was originally established as a state ritual under the Emperor. This new event, therefore, had an impact transforming its original function. Afterwards, no *sumai no sechi* was held for a while, but again it was held in 1158 and 1174 as a one-time event. In case of the 1158 ritual, it had a political meaning symbolizing the growing authority of the Emperor Goshirakawa. *Sumai no sechi* in 1174 was a political action demonstrating the power of the Heike clan as well as the throne of Grand Emperor Goshirakawa and Emperor Takakura. Further reorganization of rituals was attempted during the Kamakura period by the Grand Emperor who was in power under the cloister rule. However, such attempts were never successful, and *sumai no sechi* as a state ritual was eventually abolished.